

広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号） 【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第五項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。</p> <p>三～五 (略)</p>